

平成29年4月13日

答申第772号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、放送受信料債権の消滅時効について、「貴協会は最高裁で5年の時効が確定したにもかかわらず、それを順守しない法的根拠」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

なお、NHKでは、放送受信料を公平に負担してもらうため、支払いが滞っている全ての期間について請求した上で、お客様から時効の申し出があった場合には、消滅時効を5年として取り扱っていることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成29年4月13日（第248回審議委員会）

第785号諮問、審議、答申